

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業(訪問介護指定相当サービス)重要事項説明書

1.事業所の概要

事業者名	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会
所在地	和歌山県日高郡みなべ町芝447-2
連絡先	電話： 0739 — 72 — 5611
	FAX： 0739 — 72 — 5610
代表者名	会長 田中 随晋
設立年月日	平成17年1月4日

2.ご利用事業所の概要

事業者名	みなべ町社協 はあと館		
所在地	和歌山県日高郡みなべ町芝447-2		
連絡先	電話:	0739 — 33 — 2139	
	FAX:	0739 — 72 — 5610	
サービスの種類及び 介護保険事業者番号	第1号訪問事業 (訪問介護指定相当サービス)		3072100021 号
管理者及び連絡先	氏名	連絡先	
	吉川 厚子	(0739) 33-2139	
サービス提供地域	みなべ町		

3.事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ることを目的としたサービスを提供します。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4.提供するサービスの内容

第1号訪問事業(訪問介護指定相当サービス)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助, 就寝介助, 排泄介助, 身体整容, 食事介助, 更衣介助, 清拭(せいしき), 入浴介助, 体位交換, 服薬介助, 通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して, 家事の援助を行います。 例) 調理, 洗濯, 掃除, 買い物, 薬の受取り, 衣服の整理など

5. サービス提供時間

曜日	時間帯	内容
1 月～金	8:30 ～ 17:00	左記時間以外においても必要に応じて対応いたします
2 土、日	8:30 ～ 17:00	※原則休日 必要に応じて対応致します
3 祭日	8:30 ～ 17:00	※原則休日 必要に応じて対応致します

※年末年始(12/30～1/3)は「休日の扱いとなります」

6. 事業所の職員体制(令和8年6月1日現在)

職種	従事するサービス種類 及び業務	人員
管理者	訪問介護(第一号訪問事業)	1 名 (常勤兼務 1 名) (非常勤兼務 0 名)
サービス提供者	訪問介護(第一号訪問事業)	3 名 (常勤兼務 2 名) (非常勤兼務 1 名)
サービス担当職員	訪問介護(第一号訪問事業)	8 名 (常勤兼務 2 名) (非常勤 6 名)
事務担当職員	訪問介護(第一号訪問事業)	1 名 (常勤兼務 1 名) (非常勤兼務 0 名)

7. 管理者およびサービス提供責任者

管理者	吉川厚子				
サービス提供責任者	吉川厚子	大村典子	泰地大和		

8. 利用料

① 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の介護保険負担割合証の記載の割合) 原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)
② 運営基準で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)※②
③ 通常のサービス提供の範囲を迫る保険外の費用(原則:全額、自己負担)※③
④ その他 ア) 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします A 自動口座引落 B 現金払い(サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います) イ) 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割または8割)を請求することになります。

※②における自己負担費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないこととされています(疑問点等があれば、お尋ねください。)

※③は制度上の支給限度額を超えてサービス提供を受けた場合に要する費用です

(1) 第1号訪問事業(訪問介護指定相当サービス)の利用料

1) 介護報酬に係る利用者負担金【基本部分】					
サービスの内容	単位	基本利用料 (1回あたり)	自己負担額		
			1割	2割	3割
標準的なサービス	287 単位	2,870 円	287 円	574 円	861 円
20～45分以内の生活援助	179 単位	1,790 円	179 円	358 円	537 円
45分以上の生活援助中心	220 単位	2,200 円	220 円	440 円	660 円
短時間の身体介護 20分未満の身体介護中心	163 単位	1,630 円	163 円	326 円	489 円
一か月の上限単位数		3,645 単位			

2)【加算】 以下の条件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。	加算項目	基本利用料	自己負担額		
			1割	2割	3割
※1 初回加算		2000 円	200 円	400 円	600 円
※2 生活機能向上連携加算(1月につき)		1000 円	100 円	200 円	300 円
※3 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)ロ		算定の266/1000の加算 (左記加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます)			

※1 新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等

※2 サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の身体の状態等を評価した上、生活機能向上を目的とした個別サービス計画を作成し、理学療法士等と連携してサービス提供した場合

※3 厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施している

3)【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の額を算定します

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物減算	事業所と同一建物等に居住する利用者又は一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者にサービスを行う場合	上記基本部分の90%
高齢者虐待防止 防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合	所定単位の1/100の減算
業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合	所定単位の1/100の減算

9. サービス利用の中止

- 1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。
連絡先(電話):0739 -33-2139
- 2) サービスの中止はサービス利用の前日までに、利用中止が分かり次第早急にご連絡ください。
当日のキャンセルについては原則キャンセル料が発生いたします。
- 3) **利用者、家族その他関係者からの暴言、威圧的言動、不当な要求等のカスタマーハラスメントが認められる場合は、職員及び他の利用者の安全確保並びに適切なサービス提供の継続のため、組織的な対応を行うことがあります(契約書8条)。**

時間	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	※1 原則当日の中止に関してはキャンセル料が発生します。但し事情や状況により対象外となる場合もあります。
サービス利用日の当日 ※1	1000円	

10. 当事業所のサービス方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

※ 介護職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

11. 緊急時及び事故発生時などの対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡及び、救助→救援→避難の必要な対応を行います。

例として

・火気の点検と始末(ブレーカーを切る) ・家屋倒壊、津波浸水の危険、避難勧告が出された場合、利用者を安全な場所、避難場所に誘導 ・各事業所、家族へ連絡 ・重症者の受入先確保及び搬送(搬送先までのルートの安全確認)・事業所間の連絡(応援体制)・利用者家族への連絡(安否確認)

医療機関等	主治医等(医療機関)の氏名(名称)	連絡先
緊急連絡先	氏名	連絡先

※ 上記連絡先の記入において、事前の情報提供票及び、別紙契約申し込みに記載の場合は不要

12.非常災害対策

- 1 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに非常災害対策を推進するため、法人内で災害対策推進員を配置します。
- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し防火管理者または火気・消防等についての責任者を事業所内で定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- 3 前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます

13.衛生管理及び感染症の予防策に関する事項

- 1 適切な衛生管理及び感染症の予防及びまん延の防止等のため、法人内で衛生管理推進員を配置します。
- 2 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとします。
- 3 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1)	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2)	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3)	従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

14.業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護〔訪問介護サービス〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 事業所は、提供した訪問介護〔訪問介護サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- 3) 事業所は、提供した訪問介護〔訪問介護サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

15.人権擁護

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施します

16.虐待防止に関する事項

1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1)	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(2)	虐待の防止のための指針を整備する。
(3)	従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
(4)	前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報します。

3 従業者は、通所介護[通所介護サービス]サービスを提供するに当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

17.相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします

事業所相談窓口	電話番号	0739— 33 — 2139
	FAX番号	0739— 72 — 5610
	相談員(責任者)	吉川厚子(管理者・主任)
	対応時間	午前8:30～午後5:30
法人の相談窓口	電話番号	0739— 72 — 5611
	FAX番号	0739— 72 — 5610
	苦情解決責任者	土井郁夫(事務局長)
	苦情受付担当者	宇井博信(総括管理者)
	第三者委員会	(1) 大崎智美 (2) 寺谷敦

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます

みなべ町役場健康長寿課 介護保険係	所在地	日高郡みなべ町東本庄100
	電話番号	0739-33-7234
和歌山県国民健康保険 団体連合会	所在地	和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館内
	電話番号	073-427-4662

(3) 提供するサービス第三者評価の実施状況について

実施の有無	有	無
実施した直近の年月日		
実施した評価機関の名称		
評価結果の開示条件		

18.当法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会				
代表者名	会長 田中随晋				
所在地	〒645-0002 みなべ町芝447番地2				
電話番号	0739-72-5611				
業務の概要	訪問介護、通所介護、訪問入浴、訪問看護(予防)、居宅介護支援				
事業所数	訪問介護	通所介護	訪問入浴	訪問看護(予防)	居宅介護支援
	1(事業所)	1(事業所)	1(事業所)	1(事業所)	1(事業所)

【説明確認欄】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会
会長 田中随晋

事業所名： みなべ町社協 はあと館
説明者：

サービス契約の締結にあたり、上記の通り説明を受けました

(利用者名) 氏名

代理人又は立会人
氏名